

仕様書

(総括事項)

第1条 本仕様書は、町有林産物売扱に伴い定めるもので、特別な指示のない限り全てこの仕様書により実施すること。

(内容)

第2条 運搬に係る経費については全て買受人が負担するものとし、売渡人は、丸太価格から搬出・運搬費用を差引いた額を売扱代金とする。

販売内容

- (1) 集材場所：一戸町小友字沼ノ沢 167 地内 外
- (2) 物件の種類：間伐材（一戸町森林經營計画による間伐材）
- (3) 搬出期間：契約の日から令和8年3月31日まで

(売買代金の納付)

第3条 買受人は、売買代金を売渡人の発行する納入通知書により、指定された納付期日（契約の日から30日以内）までに売渡人の指定金融機関又は税務会計課に納めるものとする。

(契約の解除)

第4条 前条により定められた期限内に売扱代金の納付がないときは、本契約を解除するものとする。

(物件の利用方法)

第5条 物件の利用方法は用材としての利用又は、木質バイオマス発電用燃料、町内の施設等のチップボイラ用燃料、町内の森林教育及び木育促進のために利用すること。

(公共建築物への木材提供)

第6条 公共建築物等への木材提供の要請があった場合は、優先的に木材を提供することについて配慮すること。

(売渡人への情報提供)

第7条 買受人は、関係書類等を保管するとともに、売渡人への情報提供に可能な限り努めること。

(道路の使用や損傷防止)

第8条 作業において道路を使用する場合は、以下のことを遵守すること。

- (1) 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力避ける等、道路の損傷防止に努める。
- (2) 道路を損傷した場合は、補修を行うこと。
- (3) 国道、県道、町道等の法定道路において作業をする際は、二戸警察署（道路使用）及び道路管理者（道路占用又は道路作業）の許可を得ること。

(提出資料)

第9条 買受人は、物件を受領した際は別紙受領書を、物件の運搬が完了した際は集材場所の写真を売渡人に提出するものとする。

(集材場所周辺の復旧)

第10条 買受人は、物件の運搬が完了したときは、売渡人に報告し集材場所（土場）及び周辺の道路を清掃し、現状復旧をすること。

(その他)

第11条 この仕様書に定めのない事項及び契約に関し疑義が生じたときには、売渡人と買受人との協議の上定めるものとする。